

令和2年度 上武大学 大学院 経営管理研究科 シラバス

講義番号	授業科目名	税務会計特論B		担当教員	佐々木 一義		
	英語授業科目名	theory of tax accounting		単 位	2	学 期	後期
対象年次	1・2年次	クラス指定	なし	他との関連			
履修条件	なし						
テーマ・副題							
授業の教育目的・目標	所得税に関する基礎理論及び国際課税を修得させる。						
授業の理解度の到達目標	所得税法に関わる諸問題を判例・学説を通じて習得する。						
授業キーワード							
授業の内容	所得税法の基本的な構造・歴史等について、学術的観点から分かりやすく講義する。						
授業の方法	テキストに沿っての講義及び発表。受講する学生が順番に発表する方法をとる。教師と学生間及び学生間でインタラクティブに授業を進める。						
授業展開	1.所得税法の歴史・税目変遷の流れ等 2.所得税法 56 条の適用範囲。 3.不法な所得 4.非課税所得 5.非課税となる損害賠償金等の範囲 6.事業所得と給与所得の区別 7.ストックオプション課税		8.10 年退職金事件 9.譲渡所得の意義 10.二重利得法 11.一時所得と雑所得の区別 12.賃料増額請求 13.推計課税における実額反証 14.国際課税における源泉徴収の意義 15.まとめと演習				
成績評価方法	課題の発表内容（60%）および授業への取組み姿勢（40%）を評価要素とする。						
成績評価基準	総合点が 80 点以上を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D とする。						
テキスト	①租税判例百選「第 6 版」ジュリスト No.228 ②金子宏『租税法（最新版）』（弘文堂）						
参考図書	適宜紹介する。						
準備学習に必要な時間、又はそれに準じる程度の具体的な学習内容	租税判例百選のうち次回授業で該当する判例は最低 2 度繰り返し読むこと。事例の発表に該当しない学生も最低 1 つは質問することが望ましい。						
学生へのメッセージ	所得税の歴史を見れば、ヨーロッパ系の分類所得税とアメリカの包括的所得税が対立する。分類所得税は、定期的所得（事業所得・不動産所得など）をその所得源泉ごとに比例税率で課税するものであり、一方、包括的所得税は所得の種類に関係は関係なく、キャピタルゲイン・偶発的所得などを含めて一切の所得を課税するものである。日本では戦前は分類所得税を採り、戦後は基本的には包括所得としたが、一部分類所得の名残もある。所得税法は単に計算方法ではなく学問的意義があることを学んでもらいたい。何故と感じる仕組みにソリューションズを与える講義にしたい。						
オフィスアワー							
連絡先	電話番号	0274-42-2828（内線：）		メールアドレス			
人数制限	なし						